

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (1/7)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
1 保険税率の改正 (基礎課税額(医療給付費分課税額)に係る保険税率の見直し)	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の5.32</u> を乗じて算定する。	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の6.2</u> を乗じて算定する。  【適用年度】令和6年度から	第3条	地方税法 第703条 の4第2項
	被保険者均等割額 被保険者1人について <u>21,000円</u> とする。	被保険者均等割額 被保険者1人について <u>25,400円</u> とする。  【適用年度】令和6年度から	第5条	
	世帯別平等割額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯 <u>20,800円</u>  ・特定世帯 <u>10,400円</u>  ・特定継続世帯 <u>15,600円</u>	世帯別平等割額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯 <u>18,000円</u>  ・特定世帯 <u>9,000円</u>  ・特定継続世帯 <u>13,500円</u>  【適用年度】令和6年度から	第5条の2	
2 保険税率の改正 (後期高齢者支援 金等課税額に係 る保険税率の見 直し)	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の2.2</u> を乗じて算定する。	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の2.22</u> を乗じて算定する。  【適用年度】令和6年度から	第5条の3	
	被保険者均等割額 被保険者1人について <u>7,800円</u> とする。	被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,200円</u> とする。  【適用年度】令和6年度から	第5条の5	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (2/7)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
	世帯別平等割額 ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,700円</u>  ・ 特定世帯 <u>4,350円</u>  ・ 特定継続世帯 <u>6,525円</u>	世帯別平等割額 ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,500円</u>  ・ 特定世帯 <u>3,250円</u>  ・ 特定継続世帯 <u>4,875円</u>  【適用年度】令和6年度から	第5条の6	
3 保険税率の改正 (介護納付金課税 被保険者に係る 保険税率の見直し)	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の1.94</u> を乗じて算定する。	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の1.96</u> を乗じて算定する。  【適用年度】令和6年度から	第6条	
	被保険者均等割額 被保険者1人について <u>7,500円</u> とする。	被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,000円</u> とする。  【適用年度】令和6年度から	第7条の2	
	世帯別平等割額 1世帯について <u>7,200円</u> とする。	世帯別平等割額 1世帯について <u>4,800円</u> とする。  【適用年度】令和6年度から	第7条の3	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (3/7)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
4 保険税軽減額の改正 (基礎課税額(医療給付費分課税額)に係る国民健康保険税の減額)	7割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>14,700円</u> ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>14,560円</u> ・特定世帯 <u>7,280円</u> ・特定継続世帯 <u>10,920円</u>  ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>3,150円</u>	7割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>17,780円</u> ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>12,600円</u> ・特定世帯 <u>6,300円</u> ・特定継続世帯 <u>9,450円</u>  ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>3,810円</u>  【適用年度】令和6年度から	第21条第1項 第1号ア  第21条第1項 第1号イ  第21条第2項 第1号ア	地方税法 第703条 の5
	5割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>10,500円</u> ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>10,400円</u> ・特定世帯 <u>5,200円</u> ・特定継続世帯 <u>7,800円</u>  ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>5,250円</u>	5割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>12,700円</u> ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>9,000円</u> ・特定世帯 <u>4,500円</u> ・特定継続世帯 <u>6,750円</u>  ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>6,350円</u>  【適用年度】令和6年度から	第21条第1項 第2号ア  第21条第1項 第2号イ  第21条第2項 第1号イ	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (4/7)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
	<p>2割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>4,200円</u></li> <li>○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>4,160円</u></li> <li>・特定世帯 <u>2,080円</u></li> <li>・特定継続世帯 <u>3,120円</u></li> </ul> </li> <li>○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>8,400円</u></li> </ul>	<p>2割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>5,080円</u></li> <li>○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>3,600円</u></li> <li>・特定世帯 <u>1,800円</u></li> <li>・特定継続世帯 <u>2,700円</u></li> </ul> </li> <li>○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>10,160円</u></li> </ul> <p>【適用年度】令和6年度から</p>	<p>第21条第1項第 3号ア</p> <p>第21条第1項第 3号イ</p> <p>第21条第2項 第1号ウ</p>	
	<p>(7割5割2割)軽減なし世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>10,500円</u></li> </ul>	<p>(7割5割2割)軽減なし世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>12,700円</u></li> </ul> <p>【適用年度】令和6年度から</p>	<p>第21条第2項 第1号エ</p>	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (5/7)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
5 保険税軽減額の改正 (後期高齢者支援 金等課税額に係 る国民健康保険 税の減額)	7割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について 5,460円 ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>6,090円</u> ・特定世帯 <u>3,045円</u> ・特定継続世帯 <u>4,568円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>1,170円</u>	7割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について 6,440円 ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>4,550円</u> ・特定世帯 <u>2,275円</u> ・特定継続世帯 <u>3,413円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>1,380円</u> 【適用年度】令和6年度から	第21条第1項 第1号ウ 第21条第1項 第1号エ 第21条第2項 第2号ア	
	5割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について 3,900円 ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>4,350円</u> ・特定世帯 <u>2,175円</u> ・特定継続世帯 <u>3,263円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>1,950円</u>	5割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について 4,600円 ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>3,250円</u> ・特定世帯 <u>1,625円</u> ・特定継続世帯 <u>2,438円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>2,300円</u> 【適用年度】令和6年度から	第21条第1項 第2号ウ 第21条第1項 第2号エ 第21条第2項 第2号イ	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (6/7)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
	<p>2割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>1,560円</u></li> <li>○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>1,740円</u></li> <li>・特定世帯 <u>870円</u></li> <li>・特定継続世帯 <u>1,305円</u></li> </ul> </li> <li>○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>3,120円</u></li> </ul>	<p>2割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>1,840円</u></li> <li>○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>1,300円</u></li> <li>・特定世帯 <u>650円</u></li> <li>・特定継続世帯 <u>975円</u></li> </ul> </li> <li>○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>3,680円</u></li> </ul> <p>【適用年度】令和6年度から</p>	<p>第21条第1項 第3号ウ</p> <p>第21条第1項 第3号エ</p> <p>第21条第2項 第2号ウ</p>	
	<p>(7割5割2割)軽減なし世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>3,900円</u></li> </ul>	<p>(7割5割2割)軽減なし世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>4,600円</u></li> </ul> <p>【適用年度】令和6年度から</p>	<p>第21条第2項 第2号エ</p>	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (7/7)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
6 保険税軽減額の改正 (介護納付金課税 被保険者に係る 国民健康保険税 の減額)	7 割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について 5,250円 ○世帯別平等割額の減額 1世帯について 5,040円	7 割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について 6,300円 ○世帯別平等割額の減額 1世帯について 3,360円  【適用年度】令和6年度から	第21条第1項 第1号オ  第21条第1項 第1号カ	
	5 割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について 3,750円 ○世帯別平等割額の減額 1世帯について 3,600円	5 割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について 4,500円 ○世帯別平等割額の減額 1世帯について 2,400円  【適用年度】令和6年度から	第21条第1項 第2号オ  第21条第1項 第2号カ	
	2 割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について 1,500円 ○世帯別平等割額の減額 1世帯について 1,440円	2 割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について 1,800円 ○世帯別平等割額の減額 1世帯について 960円  【適用年度】令和6年度から	第21条第1項 第3号オ  第21条第1項 第3号カ	